

項目	NO.	質 問	回 答
補助対象者	1	障害者施設や高齢者施設を経営する社会福祉法人以外の法人は対象にならないのか。	社会福祉法人以外の法人で申請ができるのは、保育所や認定こども園を経営する法人となります。詳しくは手引きの1～2ページを御参照ください。
	2	社会福祉協議会は社会福祉法人で、第2条第1項第1号のオ、カに該当するが、なぜ補助対象者とならないのか。	社会福祉協議会については、地域福祉の推進を図ることを目的としているため、補助対象外となります。ただし、法人間連携プラットフォームの設置運営事業の事業についてはその限りではありません。
	3	小規模法人の範囲である「年間事業収益4億円以下」とは何で判断するのか。	「年間事業収益」とは、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額を指します。
交付申請	4	交付申請書は事業の対象期間内であれば随時提出してよいのか。	交付申請は、京都府がお知らせする申請期間内(令和8年については7月1日(水)から8月10日(月)まで)に提出いただく必要があります。
	5	申請は法人単位か、それとも事業所単位か？	補助申請は、法人単位で申請いただくこととなります。 なお、複数の施設を運営する法人や、個々の施設で実施する事業とは別に法人全体としての取り組みを実施される場合においても、一の社会福祉法人における補助基準額の上限額は、法人間連携プラットフォームの設置運営事業及び民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置を除き、3,360千円となりますので御留意ください。
	6	複数の地域に施設を有しているが、申請書はどこに提出することとなるのか。	施設の所在が保健所圏域をまたがらない場合は、最寄りの保健所が窓口となります。 ただし、施設が保健所圏域をまたがる場合、京都市及び他府県が所轄庁の法人については、京都府地域福祉推進課が窓口となります。
	7	1施設で複数サービス事業を実施する場合、上限はどうなるか。	上限額は1施設あたりの金額となります。なお、事業ごとの補助基準上限額については、手引きの16ページを御参照ください。
対象事業	8	対象となる事業の期間はどうか。	令和8年度の補助金に係る対象期間は、 令和8年4月1日 から令和9年3月31日までに実施された事業となります。原則対象期間中に支払を完了していることが必要です。
	9	1つの法人で複数の事業(例えば、地域貢献活動推進事業と災害対応力向上事業)を実施することはできるのか。	1つの法人が複数の事業メニューを実施することは可能です。なお、補助基準上限額があることに御留意願います。
	10	国や地方自治体、民間団体等から補助金を受けている場合は、申請できないのか。	他の地方自治体、民間団体等から補助を受けている経費とは異なる経費を申請される場合は、対象となります。 なお、他の補助制度・委託事業での対象となる事業や、京都府外で実施される事業に係る経費は対象外となります。
	11	地域交流に係るイベント経費について、他の補助金でA日程分の経費を申請し、本補助金でB日程分の経費を申請することは可能か。同一の経費を重複して申請するものでなければ、他の補助金との併用申請は可能なのか。	本補助金は他の補助金の対象となる経費は対象外となります。
添付資料	12	事業実施にあたり事業計画書の作成が必要とのことだが、どのような内容を記載すればよいのか。	事業計画書には、以下の内容についての記載が必要です。 ①取組を実施する施設(事業所) ②把握した地域の課題等(把握手法や具体的な連携先なども含む) ③把握した課題等の解消に向けた取組の実施計画(取組の具体的な内容、見込まれる効果、取組により必要となる補助対象経費の明記が必要) また、災害対応力向上事業の場合は上記に加え、地域での施設等の活用方法、地域の要配慮者に対する支援であることの明記が必要です。 ただし、小規模法人等活動サポート事業については、法人内での事業であることから、上記②は不要です。
	13	小規模法人等活動サポート事業において、すべての法人で決算書抄本の添付が必要か。	すべての法人において提出が必要となります。所轄庁に提出の決算書抄本の写しをご提出ください。
地域貢献活動推進事業	14	地域貢献活動推進事業において、施設が地域にも開放している祭りなどの経費は補助対象となるのか。	単なる施設開放などでの経費については補助対象になりません。 地域課題の把握及び具体的な法人の取組が必要です。
	15	京都府社会福祉協議会の京都地域福祉創成事業(わかプロジェクト)に参画しているが、その拠出金は補助対象となるのか。	わかプロジェクトへの拠出金は対象外です。 直接実施の事業が対象となります。
対象事業	16	災害対応力向上事業における新型コロナウイルス感染症対策として、日常的に使用する体温測定器(サーマルカメラ等)について補助対象となるのか。	災害対応力向上事業の趣旨は、事業概要にも記載しているとおり、災害時における地域住民(特に要配慮者)を支援する仕組みに係る備品・備蓄品が補助対象となります。 新型コロナウイルス等感染症の対策に係る備品等についても同じ考え方であり、災害時に社会福祉施設が、福祉避難所の機能を備えるという視点で補助対象とするものです。 しかしながら、サーマルカメラ等は日常的に使用でき、汎用性が高いため補助対象外となります。
災害対応力向上事業	17	AED(医療機械)を設置し、設置後7年の保証期間が終了し更新が必要だが、補助対象になるのか。	機器の更新については対象外となります。
	18	「小規模法人等活動サポート事業」の補助対象を、「社会貢献活動に取り組むために当該小規模法人等が自ら実施する人材確保、育成及び定着に係る事業」に変更されたが、具体的にどのような取組が対象となるのか。	以下の取組が例として挙げられます。 ・資格取得支援制度実施に係る経費(研修受講料、資格受験料等) ・インターンシップ実施経費、採用HPの開設、就職フェア出展経費 ・外部相談窓口(メンタル、ハラスメント、職員法務等相談)の設置 ・きょうと福祉人材育成認証制度における認証取得のためにかかる経費(第三者評価受診、経営改善のためのコンサル、専門家による助言)等
	19	「資格取得支援制度実施に係る経費」について、どのような経費が対象となるのか。	人材の質の向上や人材確保に要する経費を補助対象とします。 具体的には、業務に関連し、職員のスキルアップにつながる資格取得やそれに係る研修の受講料等が対象となります。
	20	「資格取得支援制度実施に係る経費」について、資格に係る研修の会場に行くための交通費や宿泊費等は対象となるか。	資格取得支援制度実施に係る経費については、資格取得のための受験料や研修の受講料等、資格取得に直接係る経費が対象となります。研修会場に行くための交通費や宿泊費等は間接的経費となるため、対象外となります。
	21	資格取得に関わらない、業務の質を高めるためのスキルアップ研修(オンデマンド受講含む)の受講費は対象となるのか。	資格取得を目的とした研修だけでなく、業務に関連し、職員の知識・技能の向上や専門性の強化につながる研修についても対象となります。 なお、サービス管理責任者研修、甲種防火管理者新規講習、衛生管理研修等、施設において義務付けられている研修に係る経費は対象外とします。
	22	「資格取得支援制度実施に係る経費」について、資格の更新にかかる研修の受講料は対象となるか。	更新の費用については対象外となります。

小規模法人等活動サポート事業	23	オンデマンド(eラーニング等)で受講する研修については対象か。	交付申請時に、具体的な研修内容がわかる資料をご提出ください。補助金の趣旨に合致するかを確認のうえ、判断いたします。
	24	研修費用に関して、見込み額による申請となってもよいか。	問題ありません。ただし、交付申請時よりも対象経費が増額した場合でも、交付決定額以上の交付はできないためご注意ください。
	25	手引き5Pの対象外経費として「京都府外で実施される事業に係る経費」とあるが、府外の研修に係る経費は対象となるのか。	京都府内の事業所の職員が受講する研修の場合は対象となります。
	26	インターンに係る経費について、 ①具体的に何の経費を想定しているのか。 ②例えば学生受け入れの際の学生の旅費や働いた分の時給は対象となるのか。	①広告費、消耗品費等が対象となります。 例：インターン生の受け入れ及び実習実施に必要な資料作成、事務用品、衛生用品等の購入に係る経費 インターン参加者の募集及び事業周知のためのチラシ・パンフレット作成費、広告掲載料等に係る経費 ②有償インターンにおける受入学生への人件費等は対象外となります。
	27	SEO検索エンジン最適化の対策として、求人情報検索サイトに利用料を支払い、その間だけ検索エンジンで上位に来るようにしてもらっている。この場合の利用料はインターンの広告費と同様といえるのではないか。	SEO対策としての経費が算出できる場合は、その分のみ対象となります。 なお、初回設定を依頼する経費は対象ですが、次年度以降も継続して取り組む場合、更新費用については補助対象外となります。
	28	事業所のホームページに、求人用のページを新たに作成しようと考えているが、対象となるのか。 また、事業所ごとにホームページを持っている場合はどのように申請すればよいのか。	対象となります。 ただし、ホームページの開設等の支援により、人材確保を支援するものですので、次年度以降のホームページの更新に係る経費については対象外となります。 また、事業所ごとにホームページを開設する場合は各事業所ごとに計上し、法人で1つのホームページを開設する場合は各事業所に按分して計上してください。
	29	従来から法人として顧問弁護士に相談しているが、その業務の一環として職員向けの外部相談窓口を設置している。この場合、弁護士への相談費用はすべて対象となるのか。	今回新たに相談窓口を設置する場合の初期設置費用は補助対象となります。 ただし、次年度以降も継続して取り組む場合、更新費用については補助対象外となります。そのため、補助事業終了後も法人内で継続的に当該取組を実施できるよう、対応手順や運用方法の整理、マニュアルの作成等を行っていただくことを推奨しております。 なお、補助対象となるのは、本補助金の趣旨に合致していることを明確に説明できる経費に限られます。この場合、職員向け外部相談窓口の設置・運営に係る部分として、本補助金の趣旨に合致することを明確に説明できる経費のみが補助対象となりますのでご注意ください。
	30	人材定着や就業環境の改善を目的として、外部事業者が提供する相談支援、メンタルケア等のサービス利用に要する経費は補助対象となるのか。	法人として、外部事業者が提供する相談支援やメンタルケア等のサービスを新たに導入する場合、その初期導入に要する経費は補助対象となります。 ただし、当該サービスを次年度以降も継続して利用する場合の更新費用や利用料については、補助対象外となります。そのため、補助事業終了後も事業所において継続的に取組を実施できるようにしていただくことを推奨しております。 なお、補助対象となるのは、本補助金の趣旨に合致し、人材定着や就業環境の改善に資する取組として明確に説明できる経費に限られますのでご注意ください。
	31	人材確保に係る事業が補助対象になるとのことであるが、有料職業紹介の紹介料や派遣料などは対象経費となるのか。	法人自らが実施する人材確保に係る事業を対象とするため、対象外となります。
	32	人材確保に係る事業が補助対象になるとのことであるが、外国人職員を雇用するためのあっせん料や監理料、登録支援料などは対象経費となるのか。	法人自らが実施する人材確保に係る事業を対象とするため、対象外となります。
	33	人材確保に係る事業が補助対象になるとのことであるが、職員住宅の改修は対象経費となるのか。	改修費用は対象外経費となります。
	34	令和7年度までは、会計事務所等への委託料や職員の健康診断経費が補助対象となっていたが、今回対象となるのか。	社会福祉法人等の喫緊の課題である人材不足に対応するため、対象を「人材確保・育成・定着」に資する取組へと再編しております。そのため、令和7年度まで補助対象であった会計事務所への委託料や職員の健康診断経費は対象外となります。 なお、きょうと福祉人材育成認証制度の認証取得のために実施する経営改善に係るコンサルティング料等については対象となります。
	35	「職員の健康増進に係る取組」とは、具体的に何を想定しているのか。	具体例としては、介護事業所における職員の腰痛対策として、腰痛予防教室の開催、健康に関する講演会の開催、腰の負担軽減のためのベルトの購入等が挙げられます。 ただし、他の補助金に該当するものは本補助金では対象外としております。
	36	職員のインフルエンザ予防接種受診料は対象か。	上記のとおり、小規模法人等活動サポート事業については、その対象を「人材の確保・育成・定着」に資する取組へと再編しております。インフルエンザ予防接種は職場における感染症対策に該当することから、本事業の補助対象外となります。
	37	「小規模法人等活動サポート事業」の申請において、「地域貢献活動推進事業」又は「災害対応力向上事業」とあわせて申請した場合は補助対象経費上限が40万円、単独で申請した場合は補助対象経費上限が20万円とされているが、他事業の申請状況によって補助対象経費上限が変わるのはなぜか。	本補助金では、社会福祉法人等の地域貢献活動を推進することを趣旨の一つとして掲げております。そのため、「地域貢献活動推進事業」又は「災害対応力向上事業」を実施することで、「小規模法人等活動サポート事業」の上限を上げる構造となっております。
経過措置	38	民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置についての申請の流れもその他の補助金の申請の流れと同様か	経過措置についても、申請の流れは同じです。
	39	地域共生社会実現サポート事業補助金とサービス向上補助金の経過措置については、同じ申請書で提出するのか。また何部提出するのか	地域共生社会実現サポート事業補助金とサービス向上補助金の経過措置は、それぞれ別の申請書により提出する必要があります。提出窓口は同じところになります。 提出部数は、京都府への交付申請書と、事業実施市町村への申請書がそれぞれ1部ずつ必要です。
	40	経過措置の借入金元金償還補助金を申請する場合は、地域共生社会実現サポート事業補助金の申請はできないのか。	サービス向上補助金の経過措置での借入金元金償還補助金の申請と同時に、地域共生社会実現サポート事業補助金の申請も可能です。
	41	経過措置において融資償還金はどこまでが対象となるのか	平成29年度に民間社会福祉施設サービス向上補助金の交付決定を受けた事業のうち、借入金償還金元本へ充当した部分が対象となります。
	42	令和8年度の経過措置の交付額はいくらになるのか	平成29年度に提出された実績報告書中、「事業実績書」の借入金償還金元金にあたる「補助金交付額」と、申請年度に支払う同じ償還金額を比べて少ない方の額を1／2した額となります。 ただし、保育所及び認定こども園(京都市内を除く)への京都府の交付額は、当該金額の1／2となります。 なお、京都市内における保育所及び認定こども園以外の施設に対する京都府の交付額は、当該金額の10／10となります。
	43	経過措置では融資償還金の全てが保障されるのか	民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置は、平成29年度に民間社会福祉施設サービス向上補助金の交付決定を受けた事業のうち、借入金償還金元本の部分を対象とするものであり、償還金全てを対象とするものではありません。 また、29年度に交付を受けたものと異なる融資であったり、30年度以降新たに生じた借入金償還金も対象となりません。
	44	経過措置分は地域共生社会実現サポート事業補助金の上限の対象外か。	従前の民間社会福祉施設サービス向上補助金の借入金元金償還費に係る経過措置は、地域共生社会実現サポート事業補助金とは別ですので、地域共生社会実現サポート事業補助金の基準上限の対象外です。

	45	経過措置の令和8年度以降の補助率についてはどうなるのか。	令和5年度から9年度にかけて、補助基準額から逡減をしています。保育施設については逡減した金額の1／2の補助となります。 本制度は要綱どおり、令和9年度までの補助となります。
補助基準額・交付額	46	地域貢献活動推進事業と災害対応力向上事業のどちらも実施した場合、補助基準額はどうなるのか	地域貢献活動推進事業と災害対応力向上事業のそれぞれで補助基準額の設定があります。地域貢献活動推進事業の補助基準上限額は48万円となり、災害対応力向上事業の補助基準上限額は30万円(地域貢献活動推進事業と併せて実施する場合の補助基準上限額は44万円)となります。
	47	法人間連携プラットフォームの設置運営事業は、他の事業の申請や上限と別枠と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
	48	補助金額の算定は千円単位となるのか。	お見込のとおりです。 実施される事業ごとに千円未満は切り捨てとなります。 なお、民間社会福祉施設サービス向上補助金の補助金額は、円単位での交付となります。
対象事業・経費	49	対象経費の「報償費」「旅費」は具体的にどのような経費が該当するのか。	報償費や旅費におきましては、例えば以下のような事例が考えられます。 〔地域貢献活動推進事業〕 地域の元気な高齢者を対象とした講演会を開催した場合の講師に支払う謝金、旅費 〔小規模法人等活動サポート事業〕 職員が外部で実施の研修を受研する場合の研修参加費、会場までの旅費 〔法人間連携プラットフォームの設置運営事業〕会議出席や協働事業に伴う交通費・宿泊費、プラットフォーム事業の実施に関係する専門的助言や研修等を依頼した場合の講師に支払う謝金 ただし、法人間連携プラットフォームの設置運営事業以外の事業におきましては職員の人件費は補助対象外となります。
	50	対象経費の「役務費」及び「需用費」は具体的にどのような経費が該当するのか	代表的な経費は以下のものが考えられます。 「役務費」・・・通信運搬費、広告料、手数料 「需用費」・・・消耗品費、印刷製本費 なお、手数料は法人間連携プラットフォームの設置運営事業のみ対象となります。
	51	地域での課題把握や課題解消への取組を行うにあたって、職員が休日・時間外に活動するが、手当は対象となるか。	法人間連携プラットフォーム設置運営事業については対象となります。 なお、それ以外の事業において、人件費は対象外となります。

法人間連携プラットフォームの設置運営事業にかかるQ&A

令和8年7月1日現在

NO.	項目	質 問	回 答
1	全体	「法人間連携プラットフォームの設置運営事業」を新たに事業メニューに加えた趣旨は何か。	本事業の趣旨としては以下のとおりです。 少子高齢化や人口減少の進行により多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対し、単独法人では対応が困難となっている状況を踏まえ、地域の複数法人が連携し、それぞれの強みを活かしながら協働して地域課題の解決に取り組める体制を構築することを目的としています。
2	補助対象者	「法人間連携プラットフォーム」とはどんなものか。	社会福祉法人や小規模法人を含む複数の法人が集まり、地域課題を共有し、協働事業を立ち上げるための協議・実行の場です。 保育園や高齢者施設、障害福祉施設を運営する社会福祉法人やNPO・株式会社など、多様な団体が参加できます。
3		「法人間連携プラットフォーム」に参画できるのは、社会福祉法人だけか。	社会福祉法人に限らず、福祉サービスを運営する株式会社・NPO法人なども参画可能です。 また、協働事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合は、保健医療機関や介護福祉士養成施設等人材養成機関の参画も可能です。
4		「法人間連携プラットフォーム」の構成要件はどうか。	「法人間連携プラットフォーム」の構成要件は以下のとおりとなります。 ①社会福祉法人を含むこと。 ②小規模法人を含むこと。 ③2法人以上で構成されていること。 ③新たに設置されたプラットフォームであること。 ④参加法人名簿の作成等、構成法人が明確に整理されていること。
5		「法人間連携プラットフォーム」には複数の社会福祉法人が含まれる必要があるか。	複数の社会福祉法人が参加している必要はありません。社会福祉法人は1法人以上でよく、社会福祉法人以外の法人（NPO・株式会社など）も参画可能です。
6		小規模法人の定義はなにか。	小規模法人とは、サービス活動に係る年間収益が 4 億円以下の法人を指します。
7		小規模法人は社会福祉法人である必要があるか。	社会福祉法人以外の法人も対象です。
8		参画法人の要件はどうか。	プラットフォームの参画法人は以下の要件を満たす必要があります。 ①職員の人材確保等及び利用者の処遇向上に関する計画を策定していること。 ②苦情の適切な解決のための取組又は地域に開かれた施設運営がなされていること。 ③定款、報酬等の支給基準、貸借対照表、収支計算書、役員等名簿及び現況報告書をインターネットの利用により公表していること。 ④社会福祉充実残額が生じる場合、社会福祉充実計画を策定し公表していること。 ⑤「きょうと福祉人材育成認証制度」宣言事業所以上であること。 ただし、福祉サービス事業者以外にはこれらの要件は適用されません。 また、③④の要件は、社会福祉法人以外の法人等には適用されません。
9		「法人間連携プラットフォーム」の参画法人数に制限はあるか。	参加法人数に上限はなく、2法人以上で構成されていれば問題ありません。なお、参画法人数に応じて補助基準額が変動するため注意が必要となります。
10		既存の事業者団体や協議会、連絡会等は申請できるか。	原則申請不可となります。なお、既存の団体内に新たな部会やグループを設置し、新規の取組として位置づける場合は申請が可能となります。
11		社会福祉連携推進法人は、補助対象者となるのか。	本事業は、プラットフォームの設置と協働事業の立ち上げを目的としており、すでに設立している社会福祉連携推進法人については、本事業の申請ができません。
12		補助金の申請はだれが行うのか。	構成法人のうち1つの社会福祉法人が代表申請者となります。
13	補助対象事業	補助対象となる取組は何か。	次の5つの取組があります。アの取組を必ず行った上で、イまたはウの取組を行う必要があります。 ア：プラットフォームの設置（必須） イ：地域貢献のための協働事業 ウ：福祉・介護人材の確保・定着 エ：事務処理部門の集約・共同化（任意） オ：ICT導入支援（任意）
14		エ 事務処理部門の集約・共同化または オ ICT導入支援の事業のみを実施することはできるか。	いずれも任意項目であり、単独で実施することはできません。必ずア 法人間連携プラットフォームの設置」を実施し、さらにイ 地域貢献のための協働事業またはウ 福祉・介護人材の確保・定着のどちらかを実施する必要があります。
15		同じプラットフォームで何年も補助を受けられるか。	プラットフォームの設置と協働事業の立ち上げを支援する補助制度のため、原則 2か年度までとします。 また、エ事務処理部門の集約・共同化、オICT導入支援については、1プラットフォームで1回の申請のみとします。
16		既存の取組に補助金を使うことは可能か。	不可となります。 本補助金は新規のプラットフォーム設置と、協働事業の「試行・立ち上げ」を対象とするものです。
17		他の補助金と併用可能か。	不可となります。 国・自治体・民間団体等の他の補助金と重複する事業は対象外です。
18	補助基準額	補助上限額はいくらか。	プラットフォームに参画する法人数により異なり、150万円～400万円です。 また、エ 事務処理部門の集約・共同化 及び オ ICT導入支援の事業は別枠加算があります。
19	対象経費	対象経費には何が含まれますか？	資格取得支援制度実施に係る経費については、資格取得のための受験料や研修の受講料等、資格取得に直接係る経費が対象となります。研修会場に行くための交通費や宿泊費等は間接的経費となるため、対象外となります。
20		人件費は対象経費となりますか。	協働事業を実施するために担当の事務局職員を配置する場合の人件費も対象経費となります。ただし、介護職員や保育職員などが協働事業の担当事務局職員以外がイベント当日のみ対応を行った場合などの賃金・手当等にかかる経費は対象となりません。

21		プラットフォームにかかる経費の管理はどうすればよいか。	協働事業を実施するための経費は、通常の法人運営にかかる経費とは明確に区分してください。
22	申請手続き	必要な申請書類は何か。	手引きのP8,9をご覧ください。 なお、申請書は「地域貢献活動推進事業」「災害対応力向上事業」「小規模法人等活動サポート事業」と別葉としてください。
23		申請窓口はどこか。	施設所在地にかかわらず、京都府の地域福祉推進課が申請窓口となります。 プラットフォームを構成する社会福祉法人等が代表して申請を行ってください。
24		申請書類は何部必要か。	1部必要です。また、データの提出(chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp)も必要となります。
25		申請すれば必ず採択されるか。	補助金は予算の範囲内で交付されるため、不採択または減額して採択される場合があります。
26		プラットフォームの活動資金がないが、補助金の前金払いは可能か。	原則として精算払いですが、プラットフォームの活動資金が不足している場合には、概算払いの請求をすることが可能です。